

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化」

◆加算の取得状況

事業所名	サービス	処遇改善加算	特定処遇改善加算
ヘルパーステーション スマイル	居宅介護 重度訪問介護	I	I
障害者支援施設スマイル	施設入所支援 生活介護	I	区分なし
短期入所事業スマイル	短期入所	I	区分なし

◆賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

キャリアパス要件

- ・職員の職位、職責、職務内容に応じた任用、賃金体系等を規程に定めている。
- ・資格所得の為の支援実施として資格取得報奨金制度を導入している。
- ・人事考課等の結果に基づき、定期に昇給を判断する仕組みを設けている。
- ・職員及び 30 時間以上勤務するパート職員、若しくは入職予定のいずれかで、2 年以上勤務の見込がある介護職員に対し、初任者研修の受講費用の全額を支給(上限 10 万)する。
- ・同じく1年以上勤務の見込がある介護職員に対し、実務者研修の受講費用の最大 50%を支給(上限 5 万)する。

職場環境等の条件

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。
- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。
- ・エンダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入。
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備。
- ・福祉・介護職員の身体の負担軽減の為の介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施。
- ・高齢者の活躍(居室やフロア等の清掃、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化。
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気付きを踏まえた勤務環境や支援内容の改善。